

止めよう 再処理！ 共同行動ニュース



青森県が5月25日に発表した県産品の海外PR用シンボルマーク（5月26日付東奥日報より）

青森ブランドを守っていくためには、まずは再処理工場による放射能汚染を止めなければならない

2009年6月24日発行／再処理とめたい！首都圏市民のつどい

原水爆禁止日本国民会議気付 Tel. 03-5289-8224
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

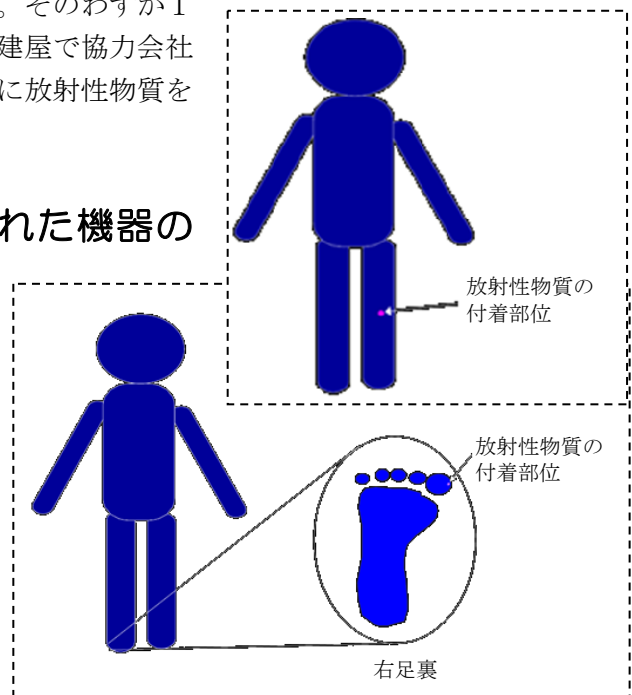
ずさんな管理で労働者被曝が拡大！ 六ヶ所再処理工場を閉鎖させよう！

青森県の六ヶ所再処理工場において、事業者・日本原燃は、杜撰極まりない管理により、放射性物質を労働者の皮膚に付着させる事故を今月に入ってから2回も起こしている。6月6日、同工場のガラス固化建屋で、協力会社の30代前半の男性労働者の左ひざ皮膚に高レベル廃液中の放射性物質を付着させるという事故を起こした。そのわずか13日後の19日には、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋で協力会社の40代の男性労働者の右足親指の裏部の皮膚に放射性物質を付着させるという事故を起こした。

高レベル廃液漏えい事故で汚染された機器の修理で労働者の被曝が拡大

6日の事故で被害を受けた労働者は、固化セル隣の補修室にて、故障して同室に引き込まれていたパワーマニピュレータの部品の交換作業を行った。パワーマニピュレータは固化セル内で遠隔操作を行うための機器で、高レベル廃液の成分が付着して汚染されていた。

原燃は1、2月に、固化セルにて立て続けに高レベル廃液漏えい事故を起こした。約149リットルもの廃液が漏えいしたが、そのうち約131リットルは蒸発し、未だ行方不明のまま。一部は漏えいして落ちた箇所機器にこびりつき、一部は蒸発して固化セル内で拡散して機器に付着した。パワーマニ



上：6月6日の事故で公表された唯一の図

下：6月19日の事故で公表された唯一の図

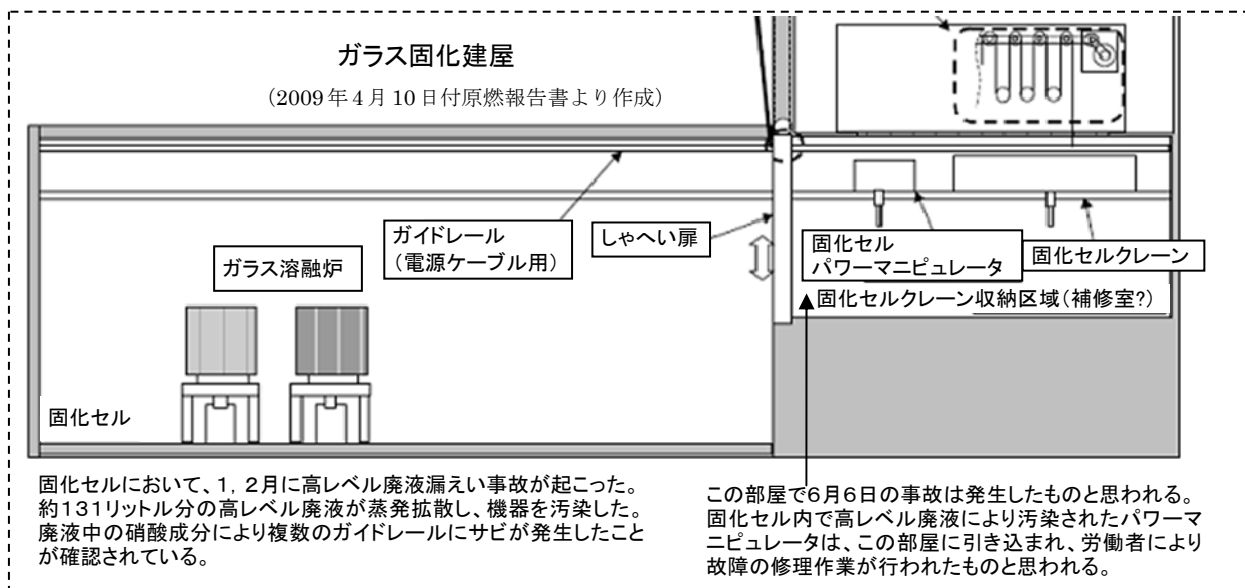
原燃はこんなふざけた図しか公表しない。原燃がほとんど情報を出さないため、労働者の被曝の実態はまるで分からない。

私たち「再処理とめたい！首都圏市民のつどい」は、毎月第4水曜日に経済産業省別館前でのニュース配布と要請書の提出などの定例行動を2004年12月から続けてきました。

ュレータにも付着したものと思われる。工場の外に放出されたものもあると考えられるが、原燃はその実態を未だ明らかにしていない。

労働者は、この高レベル廃液漏えい事故の処理のために被曝労働を強いられたのだ。労働者は、布製の作業着の上に紙製の防護服を2重に着て、約1時間半作業を行った。部品の交換を行う際、左ひざをクレーンの台車についた状態で作業した。原燃は、この時かいた汗が服の外に染み出し、台車に付着していた高レベル廃液の成分が、染み出した汗を通してひざに浸透した可能性があるとしている。

労働者は、付着した放射性物質により0.4 mSvの被曝をしたとされている。さらに、労働者は、補修室での作業中、皮膚に付着した放射性物質から以外にも、機器に付着している放射性物質からの放射線により被曝しているはずだが、原燃はその詳細を全く明らかにしていない。



保安規定違反を指摘されても組織的欠陥は何ら改められず

今回の2回の事故は、原燃の全く改められることのない腐りきった組織体質によって引き起こされた。

原燃は、昨年12月から今年2月の間に5つの極めて重大な保安規定違反を犯した。5つの違反のうち2つは危険性の高い保守作業を行う前に保安規定に基づく「保守作業実施計画」を作成しなかったという問題だった。昨年12月、ガラス溶融炉で発生した事故の復旧作業のために、高レベル廃液を溶融炉に送り込む配管を溶融炉から取り外したが、このとき事前に「保守作業実施計画」を作成せず、高レベル廃液が配管に流れ込むのを止める措置をまともに取らなかったため、廃液が配管に流れ込み、高レベル廃液漏えい事故を起こした。

今年2月、事故で漏えいして機器にこびりついた高レベル廃液を取り除くために洗浄作業を行ったが、この時も事前に「保守作業実施計画」を作成せず、洗浄箇所付近の壁の隙間に洗浄液が流れ込むのを防ぐ措置を取らなかったために、洗浄液が隙間に浸入し、固化セル外部に管理目標値を大幅に超える放射線を漏えいさせる事故を起こした。

保安規定に違反し、まともな作業計画を作成しなかったことが相次ぐ事故を引き起こした。そして、これらの違反行為は全て、副社長（再処理事業部長兼任）ら上位幹部が直接的に関与する形で犯された。

原燃は、事故を頻発させ、保安規定違反を指摘されてからも、あくまでもスケジュール優先で作業を継続し続けた。原燃は、4月30日に保安規定違反についての報告書（以下4・30報告

書)を出したが、副社長ら上位幹部自身が、端から保安規定を遵守して作業を行うという基本認識が無かったという根本的な問題を要因として取り上げることはなかった。

腐りきった組織体質により労働者の被曝がさらに拡大

6日の事故も、事前にまともな対策が取られていなかったために発生した。ひざをついた姿勢でなければできない作業を行わせながら、事前に何らの対策も取らなかった。事故を起こしてようやく今後同様の姿勢で作業する際には、ひざ当てやひじ当てを付けさせる対策を取るなどと言いだした。あまりにもいい加減であり犯罪的である。労働者が被曝することなどまるで眼中にないとしか言いようがない。

19日の事故は、脱衣所で別の労働者が脱衣した時に落とした放射性物質を裸足で踏んだことによって起こったとされているが、原燃は、2007年8月にも同じ場所で同種の事故を起こした。事故を起こしながらも、杜撰極まりない管理体制はまるで改められることなく、同じ事故を再発させた。

今回の2回の事故は、4・30報告書が紙切れにすぎないこと、原燃の腐りきった組織体質がなんら改善されていないことを、事実をもって明確に示した。

再処理工場
脱衣所で付着か

作業員また被ばく

2009. 6. 23
東奥日報

試運転再開に向けての全ての作業を中止せよ

原燃は、保安規定違反の問題を、4・30報告書を出したことにより清算されたものとし、パワーマネピュレータの修理が終わり次第、固化セル内の洗浄作業を再開しようとしている。しかし、腐りきった組織体質により続発する事故が、ガラス固化建屋の高レベル廃液による放射能汚染を拡大させている。そのような環境で、且つ杜撰極まりない作業体制の下で作業を行わされれば、労働者の被曝もより一層拡大することになる。壁隙間に洗浄液が浸入した事故の処理のために、固化セル隣室の、線量が管理目標値を大幅に超えた場所で、労働者に隙間を埋める作業をさせた疑いもある。これ以上被曝を拡大させてはならない。原燃はアクティブ試験(試運転)再開に向けての全ての作業を直ちに中止すべきだ。そして再処理工場を閉鎖すべきだ。

原子力技術協
石川理事
知事「最大の努力を」

「被ばく皆無は不可能」

2006. 7. 5
東奥日報

お百姓さんに泥が付くのと同じ

国は保安規定違反を過去のものとして葬り去ろうとしている

経済産業省原子力安全・保安院は、6月1日から19日まで六ヶ所再処理工場に対する本年度第1回保安検査を行った。保安規定違反が確認されてから初めての保安検査であった。

保安院は、保安検査初日に、「報告書の内容がしっかりしていても、実施する人次第で機能しなくなる可能性がある。保安検査の機会にきちっと確認したい」(6月1日東奥日報)とし、4・30報告書を承認しており、今回の保安検査にて、4・30報告書通りに再発防止策が実施されていることが確認できればそれによしとする見解を表明した。

さらに、経産省はガラス固化試験と再処理事業を続行させるための措置を次々と打ち出している。5月中旬に、改良型ガラス溶融炉開発についての公募を開始し、原燃に予算を付けることを正式決定した。5月下旬にはガラス溶融炉の復旧作業のための設備の設置申請を認可した。国、原燃、電事連は一体となって、ガラス固化試験進行と六ヶ所再処理工場

本格稼働のために、全力を挙げて取り組もうと躍起になっている。高レベル廃液漏えい事故も保安規定違反も過去のものとして葬り去ろうとしている。

2009.6.12 東奥日報

2009.4.26 東奥日報

2009.6.5 東奥日報

国が原燃に作業を継続させたことが相次ぐ事故を引き起こした

そして、今回の2回の皮膚汚染事故は、まさに保安検査の最中に起こったのだが、保安院は何らの対応も取っていない。しかし、保安規定違反に対して保安院が何ら強制権限を発動せず、作業を継続させたことが、今回の事故を引き起こしたのだ。

保安院は、7月中旬までに、経産省傘下の審議会「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」を開いて、保安検査の結果を報告するとしている。

原燃の組織的欠陥は、2002年2月のプール水漏えい事故時に大問題となり、「総点検」が行われたが、2004年3月に保安院と「検討会」は、組織的欠陥は克服されたものとして、原燃が提出した報告書を承認した。しかし、その後も組織的欠陥に起因する事故が頻発し、遂には組織ぐるみで平然と保安規定に違反し、それにより高レベル廃液大量漏えい事故を起こすまでに至った。そしてこのような事態に至ってもなお、組織体質はまるで改められることなく、労働者の被曝を拡大させている。保安院と「検討会」は今回の一連の事故に対する責任を問われるべきだ。

国は原燃の再処理事業指定を取り消せ

原子炉等規制法では、保安規定違反があったときは、経産省は、事業指定の取り消し、又は1年以内の事業停止を命じることができるとされている。経産省は、4・30報告書によっては保安規定違反を犯した原燃の組織的欠陥は何ら改められなかったという事実を直視し、自らがこれまで下してきた判断の誤りを認め、アクティブ試験再開に向けての全ての作業を直ちに中止させるべきだ。そして、原燃の再処理事業指定を取り消すべきだ。